

### 第31回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日（金曜日）午後3時から午後4時まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	永井是充	藤関弘之
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	杉浦孝明	磯貝孝弘
4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員0名）
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選定について
  - 第2（1）議案について (24件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件	1件
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について	20件

（2）報告事項について (14件)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	12件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出の件	1件

追加報告

報告第3号 生産緑地あっせん不成立の件	1件
---------------------	----
6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

## 7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第31回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は、農業委員11名・推進委員9名の委員全員の出席をいただいておりますので、本総会は成立してありますことをご報告いたします。

それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、神谷昌明会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場  
会長  
会長 (「異議無し」の声)

それでは、7番委員、8番委員をお願いします。

次に、日程第2の議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。

受付番号1774番

◎◎町◎丁目◎◎番 畑 36㎡ はじめ 2筆 519㎡

につきまして、

□□町□丁目□□番地 □□□□さんから

△△町△丁目△△番地 △△△△さんへ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が2,000㎡、畑が10,347㎡の計12,347㎡、借入地は畑が10,225㎡です。経営地は合計22,572㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴39年の△△さんです。

通作距離は、車で4分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、250日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、農協及び地域が行う共同管理、利用改善事業について参加協力し、周辺地域との良好な関係を継続するよう努力しますとのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

1月8日に、2番委員と14番委員、事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、24ページにあります。

続きまして、受付番号1775番です。

◎◎町◎丁目◎◎番 現況樹園地 1, 069㎡につきまして

□□町□丁目□□番地 □□□□さんから

△△町△丁目△△番地 △△△△さんへ賃貸借権設定の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の開始です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、25,000円、期間は令和8年2月1日から1年間です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力についてですが、経営地30a以上の下限面積要件については、令和5年4月の法改正により廃止されています。このため、農地台帳上の経営地がなくても、労働力、技術、所有している機械等から、効率的な耕作がなされるかどうかを総合的に勘案する必要があります。

この農地を借り受けるにあたり、12月2日に神谷会長と4番委員と事務局で面談を実施しました。

耕作をするにあたり廃業される方から消毒用機械を譲り受け、ゆくゆくは自己資金にて軽バン1台を購入する予定とのことです。

農作業に従事する者は、△△さんと夫、子の3名です。△△さんはいちじくスクールに2年ほど通われてましたが、適当な圃場がなく農地を借りることができなかったため、いちじくなどの果樹を栽培されている農家さんのところでお子さんと一緒に働かれていたとのことです。現在もパート勤務をしていますが、夫や子と一緒に申請地で農作業に従事していきたいとのことです。

通作距離は車で15分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんは130日、夫は120日、子は100日の予定です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

1月8日に、4番委員、15番委員と事務局で現場確認を実施しました。

地図は、25ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1774番について、2番委員お願いします。

2番委員

14番委員と事務局と現地確認を実施しました。

現状対象地について耕作はされておませんが、トラクターでしっかりと土が起こされている状態でした。問題無いと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて、14番委員お願いします。

14番委員

2番委員と同意見です。草も生えておらずきれいな状態でした。

会 長

ありがとうございました。続いて、受付番号1775番についてです。

4番委員 4番委員をお願いします。

4番委員 対象地はきれいな状態でした。また、新規耕作者である△△様と面談も実施しましたが、非常にやる気がある方だと見受けられましたので、全く問題ないと思われます。

会長 ありがとうございます。続いて、15番委員をお願いします。

15番委員 以前から長年しっかりと管理されているいちじく畑なので、対象地は全く問題無いと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18番委員 会長。

会長 18番委員。

18番委員 受付番号1775番について、新規耕作者である△△様の年齢を教えてください。

事務局 年齢は60歳と聞いております。

18番委員 分かりました。

7番委員 追加で質問ですが、△△様は今後いちじくが軌道に乗ってきたら経営地の拡大等は考えているのでしょうか。

事務局 まずは対象地での耕作に尽力すると伺っており、経営拡大までは考えていないととのことです。また、対象地についても貸借権を設定するのみで購入までは考えていないと聞いております。

7番委員 分かりました。

会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会長 次に議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による県知事許可の申請の件についてです。

受付番号1776番

△△町△丁目△△番地 8番委員より

◎◎町◎丁目◎◎番 現況畑 212㎡ につきまして、ライスセンター1棟、建築面積145.5㎡の転用申請です。

申請理由としましては、本申請地の隣地である××町×丁目××番に平成4年に建設したライスセンターが昨今の作付面積拡大に伴い、施設の処理能力の限界を迎えております。収穫期に集中する乾燥・調整作業の遅延を防ぎ、農作物の品質保持と円滑な流通を確保するために新たにライスセンター1棟を既存ライスセンターの隣地に建築し、既存施設との一体利用により、より効率的な作業が可能になるため

今回申請にいたりましたとのことですので。

申請地は現在、市街化調整区域内の農地、色地です。

この農用地区域内にある農地は、原則として許可できない農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものについては例外として許可できることになっております。

申請地は、農業用施設用地として先月の本会議にかけ、12月26日に用途区分変更がされました。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

農地法第4条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。

本件は12月議案：受付番号1738番と同一案件であり、12月に現場確認も実施しましたので、今回の現場確認については会長とも協議の上、事務局でのみ現場確認を実施しましたので、省略しました。

地図は26ページ、配置図は27ページにあります。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、8番委員の関連議案について質疑に入ります。

8番委員

(退席)

会 長

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。会長。

12番委員

会 長

12番委員。

12番委員

新しいライスセンターの乗り入れ口はどこになりますでしょうか。

事務局

隣地の既設ライスセンターにある空きスペースになります。

12番委員

分かりました。

会 長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

8番委員

(自席に戻る)

会 長

次に議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。

受付番号1777番

□□町□丁目□□番地 □□□□さんから、

△△町△丁目△△番地 △△△△さんへ、

◎◎町◎丁目◎◎番 畑 1, 024㎡につきまして、

使用貸借権の設定で、農業用倉庫1棟 42.51㎡ 建ぺい率4.1%、駐車場12台分の転用になります。

申請理由としましては、申請地にはすでに農業用倉庫3棟とトイレが建っているものの、農地法・建築許可等の正式な手続きをしないまま使用しておりました。今回その是正措置として、古くなった既存の倉庫を解体し、新たに農業用倉庫を建築することになりました。従業員の駐車場についてもハウス横の空いたスペースに無理やり駐車している状態でした。主たる農地の敷地内に新しい農業用倉庫を建築することで作業効率をあげ、従業員用の駐車場も確保するために今回申請に至りましたとのこと。従業員20人については交代制勤務のため駐車場台数は12台分必要ですが、保有車両も6台あるため、まだ駐車場の数としては十分ではありません。そのため今後残りの部分の是正の際に順に申請していく予定と聞いております。申請書には始末書もついております。

申請地は現在、市街化調整区域内の農地、色地です。

この農用地区域内にある農地は、原則として許可できない農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものについては例外として許可できることになっております。

申請地は、農業用施設用地として先月の本会議にかけ、12月26日に用途区分変更がされました。

また、申請書には碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。

農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。

本件は12月議案：受付番号1737番と同一案件であり、12月に現場確認も実施しておりましたので、今回の現場確認については会長とも協議の上、事務局でのみ現場確認を実施しましたので、省略しました。

地図は28ページ、配置図は29ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18番委員

会長。

会 長

18番委員。

18番委員

事務局からも駐車場台数が足りないという説明がありましたが、今後新しい駐車場はどの場所に設ける予定でしょうか。対象地の隣地である農地部分でしょうか。

事務局

事業者から今後の具体的な配置予定図等をまだいただけていないので、現状未定です。今後直売場の配置も考えているので順を追って整備していくと聞いております。

18番委員

分かりました。駐車場スペースを設けるために敷地内にある既設ハウスを壊したりはしない認識でよろしいでしょうか。

事務局

駐車場とは関係なく、既設ハウスのうち西側の1棟は現状作業場兼倉庫として使用されており、建築課からの是正指導が入っておりますので取り壊す予定です。

その後の空きスペースをどのように活用されるのかは未定です。

18番委員

分かりました。

会 長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議 場  
会 長  
会 長  
事務局

議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
（「異議無し」の声）

異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。  
次に議案第4号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。  
事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

4ページをお開きください。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。

中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。

案件は全て貸借権設定で、合計件数20件、合計面積24,163㎡です。内訳は、田5,919㎡、畑18,244㎡です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長

ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

5番委員の案件を先決します。

5番委員

（退席）

会 長

5番委員の案件は、受付番号1795番、1797番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。

会 長

5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1795番、1797番は、原案のとおり決定しました。

5番委員

（自席に戻る）

会 長

次に、6番委員の案件を先決します。

6番委員

（退席）

会 長

6番委員の案件は、受付番号1784番、1785番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。

会 長

6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、6番委員関連の受付番号1784番、1785番は、原案のとおり決定しました。

6番委員

（自席に戻る）

会 長 次に、7番委員の案件を先決します。  
 7番委員 (退席)  
 会 長 7番委員の案件は、受付番号1778番です。  
 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
 7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
 議 場 (「異議無し」の声)  
 会 長 異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1778番は、原案のとおり決定しました。  
 7番委員 (自席に戻る)  
 会 長 次に8番委員の案件を先決します。  
 8番委員 (退席)  
 会 長 8番委員の案件は、受付番号1792番です。  
 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
 8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
 議 場 (「異議無し」の声)  
 会 長 異議もございませんので、8番委員関連の受付番号1792番は、原案のとおり決定しました。  
 8番委員 (自席に戻る)  
 会 長 次に19番委員の案件を先決します。  
 19番委員 (退席)  
 会 長 19番委員の案件は、受付番号1796番です。  
 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
 19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
 議 場 (「異議無し」の声)  
 会 長 異議もございませんので、19番委員関連の受付番号1796番は、原案のとおり決定しました。  
 19番委員 (自席に戻る)  
 会 長 それでは、先決7件を除く13件について、質疑に入ります。  
 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。  
 議 場 (「異議無し」の声)  
 会 長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。  
 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。  
 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 12件  
 報告第2号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 1件

	追加報告	
	報告第3号 生産緑地あっせん不成立の件	1件
	合計14件一括報告してください。	
事務局	(報告)	
会長	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
会長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
会長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。	
会長	無いようですので以上をもちまして、第31回碧南市農業委員会を閉会とします。	

～午後4時閉会～